平成２９年（フ）第１９号
福井県越前市千福町392番地　リーベ101
債務者　三井　弘美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
福井県越前市村国４丁目第18号２番地の６
債務者　玉村　美紀
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２号
兵庫県尼崎市宮内町２丁目98番地の２　ボーン出屋敷205号
債務者　横田　昌計
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２５号
徳島県板野郡藍住町矢上字原263番地220　アイズミ21　302号、旧住所徳島県徳島市川内町宮島本浦153番地　古川マンション　101号室
債務者　井戸　由里
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
徳島県徳島市住吉１丁目11番26号　国行マンションＮ01―202号室
債務者　池光　有作
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1160番地３
債務者　松村　良子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
熊本市北区楠１丁目３番３―303号
債務者　曽方あけみ
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９号
宮崎県延岡市幸町２丁目45番地　林田ビル202
債務者　吉本　　孝
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９７号
長野県北佐久郡立科町大字宇山1859―３、住民票上の住所長野県佐久市今井115番地２
債務者　松本　　明
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第７９号
兵庫県尼崎市建家町24番地の１キューブ建家506
債務者　松本　恭子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６号
佐賀市大財２丁目４番46号　パシフィック佐賀Ⅵ103号室
債務者　平山　雄次
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
佐賀市長瀬町７番31号　ニューハイツ日新Ａ棟101号室、前住所佐賀市兵庫南２丁目１番35―２号　ウェスティン21　Ｂ202号室
債務者　中野佐代子
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
佐賀市大和町大字久池井1645番地１　レオパレスＹＡＭＡＴＯ　203号、前住所徳島市南矢三町１丁目６番30―203号　ポルトボヌールＭⅢ
債務者　齋藤　祐哉
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦411番地２サンスペース山和102号
債務者　村上　慎二（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦411番地２サンスペース山和102号
債務者　村上　明美
1　決定年月日時　平成29年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
名古屋市港区正保町８丁目127番地　エクレール正保204号
債務者　竹田　恵美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８号
名古屋市緑区乗鞍３丁目151番地　宝タクシー徳重寮312号
債務者　海老原雅弘（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部